

平成21年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月13日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月13日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道 課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内 幹夫		
消防本部	消防長	上田 正治			
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会事務局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
6	伊 藤 俊 一	②ニツセン跡地開発の現状と今後について……………	260
7	小 原 喜一郎	①雇用とくらしを守るための行政の対応について……………	264
		②障害者自立支援の諸問題について……………	273
8	山 田 邦 夫	本町地区・浸水防止対策の実施計画を問う……………	282

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成21年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さんに、また答弁をされる皆さんにも、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いいたします。

これより日程に入りますが、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言を許可いたします。

質問6番 伊藤俊一君の2問目「ニツセン跡地開発の現状と今後について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「ニツセン跡地開発の現状と今後について」と題しまして質問させていただきます。

このニツセン跡地につきましては、皆さんいろいろと工事がとまっておって、ご心配なことと思います。

昨年12月議会の全員協議会におきまして、ニツセン跡地利用について、次のように報告がありました。昨年の3月25日、愛知県へ大規模小売店舗立地法に基づく届け出書が提出されたことをきっかけに、20年6月議会までの経過報告と、以降、住民説明会など事務手続を経て8月には計画書の縦覧期間が終了し、結果として多数の意見書が提出をされたわけでございます。

また、10月22日には、大規模小売店舗立地法に基づく立地審議会が開催され、この審議会の答申を踏まえた県意見が11月25日付で設置者に通知されたと報告がありました。当然、事業者はこのことを念頭に置き、開店に向け準備を進めていることと考えておりますけれども、最近の建設の状況を見ますと、工事が一向に進んでいない状況でございます。

そこで、ニューシティー蟹江町町内会会長であります富田さとみさんより、蟹江SCプロ

ジェクト特定目的会社及び都市綜研インベストバンク株式会社あてに要望書が出されました。その要望書を少しご披露を申し上げたいと思います。

1つ目といたしまして、店舗オープン後、車両の混雑が予想されるため、施設周辺での歩行者及び自転車などの十分な安全対策の実施をすること。2つ目には、夜間における看板などの光や照明の配備。3つ目に、事業主からの提案があった整備員の配置図、それに基づく、万が一変更があった場合には、町内会との協議の上、決定をすること。4つ目には、周辺環境に影響を与えぬよう、愛知県公害防止条例及び環境基本法に基づき、敷地内の騒音、排気ガス等環境問題には十分な配慮を行うこと。5つ目には、蟹江警察署及び蟹江町役場並びに関係行政と協議の上、適切な防犯対策の検討と町内会への報告。6つ目には、開店後、地域住民の意見や相談などの窓口の設置と連絡先の提示をすること。7つ目に、施設の所有者に変更のある場合、譲渡先に対する本要望書の内容を継承すること。8つ目に、上記事項以外の要望が新たに出てきた場合には、協議の上、配慮をすること。このような要望書が21年2月18日付で出されております。

そして、そんな中で、ニューシティー町内会におきまして、役員会での意見が出されております。

1つ目に、工事再開とオープンへの不安。明確なオープン時期が不透明なこと。2つ目に、ショッピングセンター計画自体の中止から、治安悪化への懸念と建物の廃墟化への懸念。3つ目に、イオンの次期年次計画に当地の計画が記載をされていない、計画自体への不信感。4つ目に、文書にて回答あるも、約束不履行への懸念等々。5つ目に、蟹江町の活性化と雇用確保にも大型店舗の出店は望ましい。6つ目に、蟹江町自体のさらなるインフラの整備を求めておられます。

個人的な質問でありますけれども、パート先として考えている。オープンがおくれているのは残念である。道路拡幅工事の渋滞は大変なものだが、終了後の渋滞緩和はありがたい。行政の努力に感謝をいたしておる等々でございまして、オープンが期待をされていると。早くオープンをしてほしい、そのような役員会でのお話があったそうでございます。

このようなことを念頭に置いていただきまして、お尋ねをいたします。

1つ目に、現在の事業の進捗状況はいかがなものかお尋ねをいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、失礼をいたします。お答えをさせていただきます。

ニツセン跡地に、昨年度から建設を進めております大規模小売店舗、この状況についてお尋ねであります。

まず、この事業、先ほど議員がおっしゃったように、昨年3月、愛知県へ大規模小売店舗の届けが出されております。それから現在に至るまでの経緯は、議員がらるご説明されたとおりでございます。それで、出店地の現状の状況でございますが、たしか今年の夏ごろまで

には、鉄骨建屋の骨組みがほぼ完了しております。その後、小規模の工事を行ってはいったものの、工事全体としてはストップしている状況でございます。設置者に確認をいたしました。確認をしたところ、メディア等で報道されているように、非常に経済状況が悪い、金融状況の悪化については、少なからずとも影響を受けてはいるものの、引き続き事業を推進していくという報告がありました。現在は主に県・町の意見の対応策を検討しているということでございました。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

去年の7月ごろに工事が中断をされまして、現在に至っておるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、イオンの計画の中に入っていないという情報を得たわけでありませぬけれども、その辺のことは、部長は聞いてみえませんか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

イオングループでございます。これは、マックスバリュ中部といいまして、本社を松阪に置く店舗でございますが、現在のところは仮契約が続行中であるということを知っておりますので、イオングループではあるものの、イオンそのものではございませんので、現在は仮契約が続行中であるという回答を得ております。

○2番 伊藤俊一君

イオングループの中のマックスバリュということで、別は別だとは思いますが、いろいろインベストバンクのほうに聞きますと、開店はこの不況下の中で到底すぐというわけにはいかん。7カ月、8カ月、最悪1年後ぐらいではないかというような話も聞いたわけですが、その辺のことは、部長、聞いてみえませんか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

先ほど申し上げましたように、開店の時期につきましてはまだ未定でございます。といいますのは、現在、設置者といたしましても、県の意見を重きに置きまして、その調整をしておりますし、今後の状況についてはまだ未定であるということの報告でございます。

○2番 伊藤俊一君

それでは、2つ目の質問に入りますが、県の意見に対する町及び住民への対応を、どのように今現在お考えでありますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

県の意見に対する町及び住民への対応の状況のお尋ねでございます。

まず、先ほど申し上げましたように、11月には愛知県から意見書が出されておりますが、この中では、まず、交通対策として渋滞緩和のための迂回路設定。それから、駐車場運用の見直しを含めた総合的な交通対策。それから、歩行者等の事故防止のための適切な交通整理員の配置による具体的な安全対策の実施。それと、環境対策といたしましては、遮音壁の設

置を含めた南側住居に対する騒音防止対策や排気ガス対策等の意見が述べられております。

これらの意見を踏まえまして、設置者と住民の間では、その後も打ち合わせの機会を持たれ、調整が図られております。

特に、開発地の南側の住民とは、敷地境界付近に設置予定の遮音壁、それから駐車台数、場内通路のルート等々について協議が進められております。最近の動向といたしましては、今はストップしている工事の再開時に必要となります工事協定の作成、あるいは店舗オープン後にも危惧される騒音、排ガス等に係る環境協定等の締結に向け、調整が進められている状況でございます。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

いろいろと本当に努力をされまして、オープンに向けて準備が着々と進んでおると。整備もいろいろ進めていただきまして、いろいろな努力をされているなど思っておるわけですが、福田川の西の拡幅、あそこも思ってもみない俊敏さで対応していただいたということも喜んでいるわけでありましてけれども、肝心の店がとまったままだということでありましてけれども、そんな中で、少しでも早く整備が整っていい店ができたらいいなとそんなふうに思っております。

3つ目の質問をさせていただきますが、本町5丁目の交差点改良を初め、周辺公共施設の整備状況、これが大分整ってきたなど。しかし、JRの踏切のあの問題が残っておるということもありますけれども、前回の質問のときにも、JRの高架に向けて徐々に準備を進めておると町長からも力強い回答をいただいたわけでありまして、その後、少しでもその辺も進捗しているかどうかも含めまして、答弁をお願いしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

本町5丁目交差点付近の整備を初め、周辺の公共施設の整備状況についてお尋ねであります。

それでは、本町5丁目の交差点改良工事につきましては、愛知県の工事発注によりまして、昨年の11月に着手しております。それから、この3月までの完了を目指して施工を進めております。工事の進捗状況といたしましては、歩道部分の整備はほとんど済んでおりますが、車道部分の工事、これに少し時間を要しております。当初の工事計画より少しおくれしております。今の予想でいきますと、若干、年度内には完了が難しいかなというふうに考えております。

理由といたしましては、結構やっぱりガス管だとか下水道管、電気配管などございまして、地中の埋設管の関係がございまして、少し工事がおくれしております。それと、電々柱とか電柱が多うございまして、その移設の関係もありまして、全体の工事のおくれにつながっているというふうに県から報告を受けております。

それから、先ほどおっしゃられました私どもの工事でございますが、関連している工事として本町129号線、それから町道東郊線の道路整備工事、これを町の発注工事分として発注しております。これにつきましては、両工事とも工期の3月末までには完了する予定で進めております。

以上、工事の整備状況を説明させていただきましたが、本町5丁目の交差点、非常に混雑しております。若干、年度にまたがるおそれもございますが、もうしばらく皆様方にはご迷惑をかけますが、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

それから、東郊線の踏切につきましては、先回の議会でもお答えしておりますように、いろいろなJRとの協議を進めておりますので、できるだけ早い時期に委託会社が見つかるように続けて努力いたしてまいります。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

これは大体のことが環境も整って、あと大型店の完成を待つ。しかし、先ほど申しましたように、オープンが到底ことしじゅうには難しいのではないかなというような状況のようであります。それまでには、本当に交通アクセス、それから環境の整備、こういったことも整えていただいて、いつでもオープンができるというような状況が期待されるわけでございます。どうかそのような意味におきまして、皆さん方のご努力をよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問7番 小原喜一郎君の1問目「雇用とくらしを守るための行政の対応について」を許可いたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、「雇用とくらしを守るための行政の対応について」ということで質問させていただくわけではありますが、まず最初に、何と申しましょうか、世界と日本の経済、経済と雇用情勢について、一般情勢について述べたいと思うのであります。

米国発の金融危機が世界や日本の経済に深刻な影響を与えています。米国型の経済のことを、よくカジノ資本主義と呼びます。その破綻が今回の金融危機でございます。カジノとは、ルーレット、カードなどを備えた賭博場のことです。英国人経済学者のスーザン・ストレンジ氏は、著書「カジノ資本主義」の中で、金融システムは急速に巨大なカジノ以外の何物でもなくなりつつあると指摘、世界的なカジノの元締めは大銀行などで、農民、輸出業者、小

売業、工場労働者などすべての者が心ならずもその日のゲームに巻き込まれていると述べています。

賭博につき込むマネーは急拡大します。これはNHKニューススペシャルに出されたことがありますけれども、2007年には金融資産が実体経済、（全世界の国内総生産）の4倍にまで膨れ上がっています。投機マネーの暴走が原油や穀物の価格を左右し、実体経済に襲いかかっています。これを可能にしたのは、まさに金融と資本の自由化でございました。

マネーは国境を越えて飛び回ります。国民の金を預かる銀行が、証券業務との垣根が取り払われて、ばくちに手を出すようになったのであります。

この金融危機に直面し求められているのは、小手先の対応ではなくて、カジノ資本主義との決別であります。ところが、麻生自公政権はこのカジノ資本主義に決別するどころか、この投機マネー呼び込みへの反省がありません。今や東京株式市場の売買に占める外国人投資家の比率は6割を超えています。その多くはヘッジファンドと呼ばれる投機基金だと言われています。ばくちのプロ集団が左右する賭博場に、貯蓄から投資へと国民を誘い込む政策は、まさに亡国の道であります。

日本共産党は今の不況を正す道として政治が果たす役割は、このようにカジノ資本主義へ一層迷い込む道ではなく、国民への犠牲転嫁を許さず、また、そのために一層アメリカ言いなり、大企業・大銀行・大金持ち優遇の政治を進めるということではなくて、国民の生活擁護最優先の政策が最も重要だと考えます。

そして、その対策としては、まず第1に、働く貧困層をなくす対策をちゃんととること。2番目に、人間らしい労働のルールをつくること。3番目に、社会保障の充実を図ること。4番目に、中小企業や農業を守ることをしっかり国の政治に据えること。5番目に、消費税の増税計画はやめて、庶民への減税を図ること。こういうことなどに重点を置くべきであり、このようにして内需を土台から盛り上げて、外需頼みから内需主導に、大企業から家計に軸足を移す経済政策への転換を図ることが極めて重要だと考えるからでございます。

以上の立場から、私は雇用と暮らしを守ることへの行政の対応が今最も重要な政策立ての一つだと考えて、質問をするものでございます。

さて、この立場で昨年12月議会で、私どもは民主党さんと21フォーラムさんと共同して、予算修正の試みをさせていただきました。その中身は町長さんもお存じかと思うんですけれども、厚労省が昨年暮れの12月12日付で出されている要綱などを含め、ハローワークにおいて、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相談支援を開始しますという。この中で要綱も入れて、この人たちに対する支援を各自治体に呼びかけておるわけですが、蟹江町の12月予算ではそのことに対応する施策が何もないということで、私ども話し合っ、じゃ、議会としてこれを具体的化する予算修正を試みてみようじゃないかと、こんなことになりました。予算修正を試みたわけでありまして。議長の計らいで会派代表者会

議等も持たれて、最終的に予算修正は地方自治法第93条に基づく提案でございますので、つまり当局が提案した予算に一部修正を加えたいという議会の意思表示をあらわしたいと、こういうことなんですよね。それを各会派代表者会議でまとめていただいて、町長との調整を議長さんにやっただきました。その調整の結果、町長が本会議場でこのことについて早急に研究をし、予算措置が伴う場合は、急遽臨時議会を招集いたしますという発言をしていただくということで決着が付きまして、町長さんに本会議場でそういう発言をしていただいたわけでありませう。

したがって、この調整の結果というのは、議会が予算修正をしようとした意思、これに対する調整の結果でありますので、この予算修正、どういう方向でしようとしていたか、町としてどうこたえるか、このことを結論を出していただかなければならない行政側の課題だったと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。どのような結論をお出しになったのでございませうか。

そして、今議会の当初には諸般の報告という形で、私どもの質問を許さない報告が行われました。しかし、一方では、議会全体の意思でありますので、予算修正云々ということは。ですから、それにこたえるにはそれなりの行政支援を示していただき、議会側のそれに対する意見を聞いていただく必要があったかと思うわけでありませう。

私は、そういう点で非常に不足を感じておりますので、きょう改めて質問させていただくわけでありませうけれども、まず最初に、そのことに対する対応策についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。結果として、今日までまだ何もないわけでありませうが、諸般の報告だけに終わっているわけでありませうけれども、具体的に伺いたいと思ひます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えを申し上げます。

昨年暮れから厚生労働省の通知、雇用促進、臨時議会でのやりとり、それから日本共産党の関連議員さんの方から申し入れを受けました所見のお尋ねであります。

もちろん、私ども、世界的な不況の中で住民の雇用と暮らしを守ることへの行政の対応が重要課題であると真摯に受けとめております。昨年の12月の議会の終了後におきましては、議会の要請を受けまして、直ちに関係部局と連携をとり、緊急雇用生活相談窓口を設置、その後の対応につきましては、本定例会初日の冒頭で町長から報告させていただいたとおりでございます。

なお、予算措置に伴うことにつきましては、提案をされました中にごさいます試案につきましても検討させていただきましたが、その内容について、私ども検討した結果、制度そのものが少し現状にそぐわないということで見送りをさせていただいております。

また、新たな制度に対しましては、私どものほうでも、利子補給という形で若干検討した経緯もございませうので、それもあわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

つまり、一定のことはやったんだと。いろいろあるけれどもということなんですよ。だとすれば、諸般の報告のときにその具体的な内容を報告していただかなければいかんかったんじゃないかなと思うんですけれども、さて、それでは、2つ目の質問に入ります。

そこで、昨年暮れの派遣切り、あるいは雇いどめ、解雇で失業された勤労者の皆さん、さらには寮を追い出されて住居すらない皆さんがあふれた。名古屋市中村区などでは満杯で困ってしまって、愛知県にも呼びかけた。何とかみんなで共同してこれに当たってほしいと。そこで、愛知県は1月21日付で各市町村長あてにそれに対する対応策を提案していますね。私ども申し入れ書を提出したのも、図らずしも21日、同じ日なんですけれども、愛知県の各市町村長あての通知をちょっと紹介したいというふうに思います。

雇いどめとなった非正規労働者等への支援に係る対応について（依頼）。これ各市町村長あてですね。

日ごろ、本県の産業労働行政、福祉行政の推進につきまして、格別なご尽力をいただき、感謝申し上げます。

本県では、現下の厳しい雇用情勢に対処するため、昨年12月、愛知県産業労働対策推進本部を設置し開催し、全庁挙げて中小企業対策、雇用対策、生活対策に取り組んでいるところです。非正規労働者等の中には、雇いどめに伴い、収入の道が閉ざされるばかりでなく、当座の住居を失う方々もおられ、非正規労働者等を取り巻く情勢はますます深刻になっております。

このため、本県では昨年末より緊急相談窓口の開催、経済団体への雇用維持等の要請、臨時職員の雇用、県営住宅の提供など、非正規労働者等に対する緊急支援策を実施しておりますが、市町村におかれましても別紙事項にご留意の上、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

ということで、愛知県知事からのものでありますね。その別紙というのがどういうふうになっているかという、1、商工会議所、商工会を通じて、各事業主への雇用維持・確保、新規求人の掘り起こし等の要請及び各種支援施策の周知。2番目、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業の積極的な活用。これで私どもは、今議会で重点的にこの交付金について取り組んでおるわけでありましてけれども。3番目、県・愛知労働局等が実施する雇用労働相談との密接な連携。4番目、住所地を所管する福祉事務所での生活相談の徹底。5番目、要保護者に対する迅速な生活保護の適用。（1）雇いどめになった時点での住所地を所管する福祉事務所による保護の実施。（2）居住地のない保護申請者の緊急宿泊先の確保。（保護の適用を旅館、福祉施設、公立の宿泊施設等で行うことを検討するとともに、民間賃貸住宅の情報収集を行う）というようになっております。6番目、生活保護適用後にお

けるハローワークとの連携による就労、自立支援。以上のことになっておりまして、これを各市町村長あてに、ぜひ対応していただきたいと県知事からの文書が1月21日に出されておるわけでありませぬ。

したがって、蟹江町議会の意向、考え方、意見、愛知県知事の要請、こういう情勢下にある中で蟹江町当局は今日まで具体的なことが十分にされているとは言えない状況になっているのではないかと思うのであります。

議会は、予算修正をしたかったわけでありませぬから、どういうことに予算が必要だったかということ、この中で、例えば最初の、解雇者が就職活動する上で就職活動する資金もない、交通費すらない状況が現実に出てきますね。あるいは居住地、居所もないということになると、宿泊先、住んでいるところ、住所もないと、例えばハローワークも受け付けなければ、生活保護の申請もできないという状況があったわけですよ。ですから、県知事は、例えば民間住宅の賃貸も含めて、公共の施設も考えていただいて、宿泊先をぜひ検討していただきたいとこういう要請をしているわけでありませぬ。そういうことで、そこで最初の私が言おうとすることは、その就職活動する上でお金がないからお金を借りる、借りなければならぬわけですから、その借りる制度を厚労省が要綱を出しておったわけですよ。

蟹江町としてこれについて考えなければならぬのは、その就職活動したり、その申請をしたり、申請が認可を受けてお金がおりてくるまでの時間、その間の生活を支援できる方策がないか、そのためには予算の補正も必要であるわけでありませぬ。

それで、当初議会のときはその程度のものであったんですよ。しかしそれでも、予算の修正、わずかですけれども必要だと。これは議会としての修正権の範囲で、議会の持っている予算修正権の範囲でできることと判断をして、要求をしようとしたわけでありませぬ。ですから、したがって、最大限、当局としては議会のそういう意向を尊重していただいて、具体化していただかなければならぬ課題であったと私は思うんですよ。それができなかったということであれば、それなりの理由をきちっと、議会側からの反論もできるようにして対応していただきたかったと思うのでございませぬ。

その点についても伺っておきますと同時に、あわせて私どもは、多分問題視が余りないからそこまでいかないだろうと思いましたが、具体的にするために、1月21日、同じ県知事からの通知文が出された日ですけれども、私どもの考え方を述べて、申し入れ書という形で出させていただいたわけでありませぬ。

その内容をちょっと読んでいただきますと、蟹江町として臨時職員、パート職員の雇用を行うこと。2番目、蟹江町として住宅支援を行うこと。3番目、蟹江町内主要企業に対して、イ、失業者を生まないよう企業努力を要請すること。ロ、新たな雇用創出の努力をしていただくことを要請する。4番目、雇用、失業に関する相談窓口を開設する。5番目、厚生労働省のハローワークにおいて、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相

談支援。それから、解雇等による住居喪失者に対する生活支援費及び資格取得支援の支援費支給要綱、これは厚労省の立ち上げたものですけれども。それから、生活保護法に基づく保護申請等の決定までの間のつなぎ資金について、無担保、無保証人、無利子の貸し付け制度の具体化を図ること。それから、6番目、現在、社会福祉協議会にあるつなぎ資金の総額が不足状況にあるということにかんがみ、資金の総額を増額するか、ないしは別の資金枠を設けること。7番目、その他、有効と思われる対策を進めること。ということで、申し入れをさせていただいたわけでありませう。

このくらい具体的に述べていただくと、予算措置も必要かなということに気がつかれるのではないかなということで、申し入れ書を提出させていただいたのでありますけれども、その後も反省がありませんでしたので、私はきょう、しょうがないから、この項目ごとに一つ一つ承りたいと思うのであります。

そこで、まず1番、蟹江町として、臨時職員、パート職員の雇用を行う予定があるかどうか伺いたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

総合的には、私ども、緊急対策につきましては、産業建設部とそれから民生部を中心にやっております。

臨時職員のパート職員の採用でございます。これは総務部のほうとも協議をいたしました。が、現時点では緊急の臨時職員の雇用は考えていないということでございます。

昨年末の相談窓口の設置以来、相談状況や町への問い合わせ、それから津島ハローワーク管内の求人情報等も総合的に勘案しまして、状況判断のもとに選択をいたしました。ただ、今後、例えば景気の動向は依然厳しいものがあると思いますので、状況によっては、町のシルバー人材センターも含めまして対応を図っていききたいと、このように考えております。

○7番 小原喜一郎君

それでは、2番目、蟹江町として住宅支援、先ほど申し上げましたように、個人の民間のアパートの賃貸も含めて、こういう皆さんに対する住宅支援がやれないかということですが、いかがでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

住宅支援の関係でございます。

私ども、過去には町営住宅がございましたので、もし今それが存在すれば、その町営住宅の優先入居等も考慮に入れることができますと思いますが、現在、町営住宅は持ってございません。ですから、まず、津島管内にあります雇用促進住宅等を含めまして、ハローワークを通じて住宅のあっせんを行いたいと思っております。

それから、住宅に必要とする資金につきましては、先ほど小原議員がおっしゃったように、厚生労働省の住宅入居、再就職支援に必要な資金を貸し付ける就職安定資金貸し付け制度の

活用を進めていきたい、このように考えております。

○7番 小原喜一郎君

建設部長、私が申し上げているのは、実は現実に私の相談の中でありましたんですよ。住民票もないんですよね。それから、今、4万5,000円の雇い元が借りて寮として入っているわけですから、追い出されるわけなんですけど、だから、居所がなくなるわけですよ。そういうことで、さあ、生活保護と。これは、住民課長、よう知ってみえるというふうに思うんですけどもね、具体的にもう対処して済んだことですけども。しかし、当面はその人はお金もない、だから私はしょうがないからお金をカンパでやって活動していただいたわけでありまして、就職活動をしながら生活保護の申請を、しょうがないから強引に、既に国も県もそういう人でも生活保護の受け付けをやろうという方向が出されたようですので、現に今は住んでるところはありますし、追い出されるわけですけども、ありますんでやったわけですけども、さて、受け入れ先がないんですよ。住むところ。蟹江町で私も随分いろいろお世話してあげているので、2万円、3万円、3万5,000円のところはあちこち知っているんですが、たまたまあいているところはありませんでした。あれで、県のほうに要請して、津島と大治と小牧にNPOの施設があったみたいで、津島と大治は満杯で、1人だけ小牧があいていたということで、そこにに入れていただきました。小牧に移っていただいたわけでありまして、

このときに蟹江町が、たとえばアパート1室でもいいから借りておいて、直ちにそこへ入っていただくことができるわけですよ。すぐ対応できるわけですよ。町としてはそんなこともやらない、じゃ、その人たちが当面どこかに住んでもらってもいいようにお金を、時に就職活動のお金を借りる、これは国ないし県にですね。その間のつなぎ資金として町が対応する、こんな制度もないから、どうしようもなく私の懐から金を出さなければいけません。こんなことになっておるわけですよ。ここを町として対応できないかという意味で、私は住宅支援について伺っているわけです。

○住民課長 犬飼博初君

今、議員のおっしゃられたNPOの施設へ、先ほどの方は入っていただいたわけですが、町としてそのように住宅を借り入れて準備するというのではなくて、県のほうで対応していただいて、

(発言する声あり)

それで、県のほうで迅速に対応していただくよう要請しておりますし、そのようにやっていただいておりますというのが現状でございますので、それでご理解いただきたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

いつまでもこだわっておってはいけません。時間が過ぎてしまいますので、3番目ですけども、町内主要企業に対するこの対策の申し入れというのはやっていただいたんでしょう

か、伺います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

町内主要企業への要請でございますが、まず、私ども、この1月に町長が商工会を通じて事業主に対しての雇用の維持と確保を要請しております。また、国・県が実施している施設につきましても周知を図っております。

それから、状況に応じまして、また町内主要企業に対しましても雇用の維持と、それから新規雇用の確保について配慮されるよう要請をいたします。

○7番 小原喜一郎君

この点につきましては、私思うんですけども、蟹江町内にはこういう時期でもびくともしない一定の優良企業が3つ、4つあると思うんですね。そういうところなどには、個別に訪問してでも要請活動を行うべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

続いて、相談窓口は名古屋市、愛知県等は中小企業対策も含めて、30日までですか、窓口を開いたようですけれども、蟹江町はどうだったんでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

特に、中小企業対策につきまして、町商工会でも30日まで相談窓口を開設いたしまして、対応いたしております。

○7番 小原喜一郎君

それから、ハローワークへの申請、つまり就職活動資金確保のための貸し付け制度を利用しようということで申請するわけですけども、この申請の場合は、受け付けてどのくらいでないと決定されませんか。その間の就職活動やこういう申請活動をする、あるいは生活をする資金、不足するわけですので、生活保護申請すると後からさかのぼっておりますけど、それはおりてきて後のことであって、その間、暮らさんならんですよね。だから、どうしてもつなぎ資金が要るんですよ。それで、社会福祉協議会に50万でしたかね、町長。町長の話では、半分以上もちょっと焦げつきになっているそうですね。そういうことがあるので、これを積み増しなどをしていただいて、もう少し余裕のあるようにしていただいて、対応できるようにできないかということとあわせて、これを就職活動にも。

それから、もう一つ、商店、中小零細業者の皆さんの相談を受けているんですけども、もうとても売上げがないから店を閉めたいと。閉めるには貸し店舗だから、がらんどろにして返さんならんと。そのお金が大変で困ったと、こうおっしゃるんですよ。これらについて、つまり、生活保護になると、犬飼課長、どうですかね。その明け渡すときに改装する資金というのは、後から福祉でおりてきますかね。この点のところの補うことはできないかどうか伺いたいと思うんです。

○民生部長 石原敏男君

生活保護までとか、いろいろな今言われました貸し付け資金の関係の間のつなぎ資金であ

りますけど、町といたしましては、それぞれ社会福祉協議会の小口の貸し付け制度を紹介させていただいておるわけでございます。

特に議員が言われますように、無利子・無担保ということと、無保証人ということでありますけれども、町の社会福祉協議会の小口資金につきましては、無利子・無担保で現在も行っておりますけれども、保証人につきましては、現在、原則的に町内の在住者の方を1名つけていただくようにしておりますけれども、これについても私どもは原資の増額等を要望している中でどうか拡大することができないかということで、社会福祉協議会のほうへもお願いしておりましたところ、現在のところ、やはり保証人をなくすることは難しいんですけれども、原則町内在住者ということだけでなく、県内まで拡大する方向で、現在、検討をしているということを聞いております。これについて、現在、検討しているということは、やはりこれにつきましては、理事会とか社会福祉協議会の内部的な手続もありますので、そういうことを言われておると思いますし、これにつきましては、21年度から実施したいという意向も伝わってきておるところであります。

それから、小口資金の原資の話が出ましたけれども、現実的に原資は59万ありまして、貸し付け額は44万5,000円ございまして、貸し付け可能額は14万5,000円ということになります。特に、44万5,000円のうち返済が見込めないというものが34万5,000円ございます。これにつきましては、社会福祉協議会のほうでも内部的な手続をとりまして、この34万5,000円を原資のほうに補てんするというのも聞いておりますし、また、原資の増資額につきましても、平成21年度予算の中で原資の上積みも考えているということを聞いておりますので、近々行われます理事会、教育委員会のほうで、新年度予算が決定されますと、4月1日から実施されるというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

それから、あと、

(発言する声あり)

生活保護費の中で、今、課長にも聞いたんですけれども、ちょっと課長もはっきり記憶がないようなんですけれども、私が過去に聞いたときにはそれは出ないというふうに聞いておりましたので、一応その辺のところについては課長のほうから県のほうにきちんと確認して、もし出るようであれば、そのように対応していきたいと思っております。

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君、残り3分です。

○7番 小原喜一郎君

つまり店舗をやっている皆さんは、大概家賃が6万から10万近いんだわ。だから生活保護を受ける場合は、出んならんですよ、こんなところおれんから。出ると指導されます。明け渡すと、がらんともとのままにして返さなきゃいかんので、それを改造する資金が要るんですよ。それが大変だわ。生活保護になって、細々返していこうという内容の貸し

付け制度があるといいなど、こう思うわけですよ。だから、貸し店舗をやっている皆さんは、店をやめるにやめられない。売り上げはどんどん減っていくという状況があるんですよ。そういう問題を助ける方法はないかということなんですけれども、それは後でできれば答弁をお願いしたいと思います、時間がないので。

先ほど執行委員会は積み増しの21年度でと言いましたかね。はい、わかりました。以上の点で、私は全体としてまとめて申し上げますと、そういう具体的な施策が町として必要だし、豊田市の場合で言いますと、連帯保証人も町内の人ではなくて県外のお父さん、お母さん、身内でもいいと、こういうふうにしたようですけれども、そういうふうに通を開くとか、住民の暮らしを守る施策、これを正面に据えて考えていく必要があるのではないかと。日本経済を立て直していく上には、そういうふうにして、庶民の暮らしを安定させて将来への見通しを立てて、消費がどんどん伸びていくような方向が生まれてこないかと、日本経済の立て直しはありませんよと言いたいですね。外需頼みはもう今のところ全く見通し立ちません。そういう状況ですので、内需を旺盛にするしかないわけで、この失業者の皆さんへの支援は、その一つですけれども、まだ福祉の充実ということでたくさんあると思うんですね。一定の住民負担の軽減ということもあるでしょうし、要は皆さんが自分たちの暮らしを展望して、安心して生きていけるような社会のシステムに切りかえていかないと、この不況を打開することはできないという立場から、きょう質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「障害者自立支援の諸問題について」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

それでは、2番目の質問でございます。「障害者自立支援問題について」ということでございます。

平成21年度は、障害者自立支援法が施行されて3年の年に当たります。同法では附則で3年後に見直すとなっており、見直しの年になっているのでありますけれども、したがって、政府は次期通常国会に障害者自立支援法の改正案を提出するとしています。

問題は、この法律施行直後から噴出している数多くの矛盾、障がい者並びに施設の深刻な実態を見れば、部分的な手直しで済まされない事態であることは明らかであります。この間、原則1割の応益負担による重い負担増のために、施設や在宅サービスの利用を断念したり、利用を減らさなければならぬ障がい者が相次ぎました。

また、報酬が大幅に削減されたために、事業所は職員の労働条件の切り下げを余儀なくされ、離職者が相次ぎ、人手不足が一段と深刻化しています。このままでは、障がい者福祉の基盤が根幹から崩壊されかねない深刻な事態でございます。

国民の世論と運動に押されて、政府はこの間2度にわたって、これは平成19年度と20年度、今年度ですね、で改定を行ったんですけれども、利用者負担軽減などの改善策を実施しましたが、なお矛盾の根幹である応益負担制度には手をつけずに、根本的な解決にはなっておりません。

もともと自公政権が強行成立、これは2005年10月でありますけれども、させたこの法律は、社会保障費削減をねらいとした構造改革路線に基づくもので、自立支援とはほど遠い、まさに自立破壊そのものであったと言っても過言ではないほどのもので、国連の障害者権利条約の内容にも反しており、大もとが間違っているものでございます。

日本共産党は、生存権侵害の障害者自立支援法に一貫して反対し、この間3度にわたって政策提言を行い、応益負担制度の撤回を初め、緊急の利用者負担軽減、事業所報酬引き上げと職員の待遇改善など、障がい者の運動と連携して全力を挙げてまいりました。

さて、そこでこの制度見直しの年に当たり、政府・厚労省は国民世論に押されて、昨年から各種審議会で見直しの審議を行い、昨年12月16日に社会保障審議会障害者部会の報告を出しました。この報告に基づき、政府はこの3月に自立支援法改正案を国会に提出することになっているわけでありますけれども、しかし、これ不十分なんです、どうも。いろいろ新聞報道やその中で見えていますとですね。しかし、部会の審議や自民党内のプロジェクトチームの審議の経過を見ると、この自立法、根幹から見直す方向は見えてきておりません。

したがって、私は国会に提出される法案がどのような内容であるにせよ、地方自治体としてすべての障がい者に対して、同年齢の市民と同じ権利を差別なく保障するという立場に立って、この法律の至らぬ部分について補う事業をやる必要があるのではないかと、この立場で伺いたいと思うのでございます。

そこでまず、質問の第1番目ではありますが、応益負担制度についてでございます。

国は2度にわたって福祉サービスの利用者負担軽減策を実施しましたが、なお大きな負担が障がい者家族を苦しめています。通所施設の場合、給食費と合わせると平均で1万円程度でございます。これは全国統計ですけれども、工賃収入月額1万1,500円、知的通所授産施設の場合でございますけれども、2006年度、これ厚生労働省の発表なんですけれども、ほとんどがこれだけで消えてしまうわけですね。

日本共産党の調査によりますと、利用料や給食代を滞納している障がい者がいる事業所が45%にも上っておるようでございます。障がい者が重い人ほど負担が重くなる応益負担制度は根本から間違っているというふうに思うんですけれども、実は、川崎市などでは、利用者負担軽減の市単独事業がかなりきめ細かく行われているんですけれども、この利用者負担制度に対する支援事業をできないかどうか、まず承りたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきますが、まず、応益負担制度についてということでご

ざいます。

障がい福祉サービスにおきましては、障がい程度区分1から6まで設定されております。この区分によってサービス提供に係る費用に差があります。また、その利用者負担額につきましては、平成19年4月からの特別対策、平成20年7月からの緊急措置によりまして、居宅・通所サービス利用者は5段階に分けられました。そして、施設入所者につきましては、年金等の収入に応じた個別の減免がされているというところでございます。

これらの軽減措置は、当初平成21年3月末までということでしたが、平成21年4月以降も継続して実施されるということになりました。なお、利用者の預貯金額・固定資産等により減免を行う資産要件は撤廃されるというふうに聞いておりますし、施設入所者に関し、心身障害者扶養共済の給付金は収入認定されないということになるだろうというふうに思います。

こういった軽減措置によりまして、障がい程度区分による利用者負担額の差は、だんだんなくなっているものというふうに思っております。さらに、上限を超えた分につきましては公費による負担になっております。

それから、通所の施設についてでございますが、蟹江町内の授産施設について申し上げますと、就労支援奨励金支給事業によりまして、利用者負担額を上限としまして、1日当たり175円の就労支援奨励金というものが支給されております。低所得者の方々については、結果的に食費の実費部分のみの負担となっているというふうに思っております。

また、通所の日数、作業能力によって、個人差はあるということにはございますが、こういった奨励金等によりまして、全く工賃が手元に残らないというふうには言えないというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

障がい者の皆さんの日常の暮らしというのは、私は多様だというふうに思うんですけどもね。それですべて対応できるようにするという点でいうと、まず全般的にただしてみると、やっぱりこの利用料、つまり応益負担ですので、重い障がいほど重く負担がのしかかってくるんですね。だから、そういう実態であるから、この皆さんの暮らしを支援する補いというのはどうしても必要だというふうに思うんですね。つまり身体障がい1級、2級くらいまでですか、障がい者年金だけで年間どのくらいですか。100万前後でしょう。そんなもんですから、しかも、仕事に行くなんてことはありませんよね、重度になりますと、なかなかとてもできない状況ですから。それでも行っている子はありますよ。あそこへ行って1日みんなと遊んでつき合っているという子もおるわ。あるいは寝ておる子もおる。いろいろ見ますとですね。だけど、そういう皆さんに対しての一定の手当は出るといっても、ほとんど帳消しになってしまうんですね。そういう実態があるから、川崎市の場合は非常にきめ細かな

形で対応しているようでありますけれども、これは川崎ばかりじゃないですよ、挙げると切りがないほどやっているところあるわけですしけれども、たまたま一番川崎市の例がいいなと思ったもんですから川崎市の例を言わせてもらうわけですしけれども、できれば実施していただくと、たとえ蟹江町もすべてのよその自治体にまねるというわけにもいけへんので、蟹江町の力に応じた内容でやっていただけるかなとこんなふうに思いますが、再度伺うんですけれどもいかがでしょう。

それから、もう一つ、2番目ですが、事業所に対する報酬引き上げについてであります。

川崎市ではやっぱり事業所に対して基本的に急激な収入減にならないようなさまざまな加算の制度をつくっているんですね。どういうふうになっているかという、グループホーム、ケアホームへは世話人を配置するための加算、あるいは夜間預かっているところでは夜間加算、それから立ち上げのための初期加算ですね。それから、3年間の期間つきだけれども激変緩和措置。それから、通所・入所施設には定率加算、支援の内容によって8種類の加算を行うなど、非常にきめ細かいんですね。こういうふうに、いわゆる全体として福祉にかなり重点を置いた施策が行われていると言っても過言ではないと思うんですけれども、そういうところまで手を差し伸べておるわけなんですよ。蟹江町ではまさに考えの及ばないような施策が行われていると言わざるを得ないわけですね。そのほかの例で、東近江市だとかの例も、これはゼロプランで運動としてやっているようなんですけれどもね。やっているようですね。

2番目、まずとりあえず、そういうことについて聞いても無理じゃないかと思えますけれども、やっている内容を紹介して、考え方について承りたいと思います。今までの答弁を聞いておると、多分管理上、とてもこんなことようやらせんでしょう。だけど、考え方について聞いておきたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

障がい者福祉サービスの報酬改定の基本的な考え方についてでございますが、1番目に、良質な人材の確保、それから2番目に、サービス提供事業者の経営基盤の安定、3番目に、サービスの質の向上、4番目に、地域生活の基盤の充実、5番目に、中山間地域等への配慮、6番目に、新体系への移行の促進と、こういった姿勢に立って、新体系事業、旧法施設、障がい児施設サービスごとに報酬算定構造の見直しをされるということになっておるのでございますが、先ほどおっしゃいました川崎市の例につきましても、詳細がよくわかりませんので、どういったことをやっておるかということについては今後勉強したいというふうに思っております。

○7番 小原喜一郎君

国のことを言うていただいてもしょうがないわけで、川崎市がやっているのは市独自の事業でございますので、それを紹介させていただきました。

それから、3つ目でございますけれども、地域生活支援事業への支援です。各自治体で行

っているように、移動支援事業だとか、コミュニケーション事業だとか、地域活動支援センター、これは小規模作業所ですけれども、などの必須5事業についての支援事業について、支援事業はお考えになったことはありますか。まずそれだけ最初に聞きたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

現在でも先ほど言われました5事業、相談支援、それから地域活動支援センター、移動支援、コミュニケーション、それから日常生活への給付事業、こういったことはやっておりますし、同じ地域生活支援事業の中でも、日中一時支援、それから更生訓練費支給事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業等、各事業を行っております。

○7番 小原喜一郎君

それは国の事業ですね。施行令で、施行の中にうたわれておる事業ですね。町としての単独事業はどうですかということを行っているわけですので、そのことに対する姿勢だとか、考え方を私は聞いているんですよ。その辺は。時間ありますね。もう一遍聞かせていただけませんか。単独事業に対する考え方はいかがですかということを行っているわけですから、国の事業どうですかなんてことは聞いてやしませんから。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

町の単独のものとしましては、心身障害者の扶助料、これの支給を行っております。

○7番 小原喜一郎君

次、4項になりますけれども、就労支援、暮らしの場のあり方と権利保障についてということでございますが、この項からは具体的な事業の内容で要求したり、質問するわけじゃないんですけれども、実は自立支援法について全面的に廃止して作り直せと、根本から間違っているという立場で、日本共産党は提言させていただいておりますので、その考え方についてどうお考えかということだけ伺っておきたいと思います。

障害者自立支援法を廃止し、当事者参加で新しい新制度を確立すべきだというのが日本共産党の提案であり、考え方でございます。障がい者が働く意義は多様で豊かでございます。訓練主義や競争主義の持ち込みではなくて、就労保障とともに日常生活の支援策も充実するなど、施策、新施設体系のあり方を再検討する必要があると思うんですね。現行の法律を見てもみますと。障がい者の暮らしの場については、地域での受け入れ条件が極めて不十分であり、入所型や、あるいは施設や医療ケアを必要とする人たちへの支援も含めて、グループホームを初め、暮らしを支える多様な選択肢を整えることが国として必要だというふうに、私どもは考えておるんです。この3月中に提出予定になっている自公政権の改正案について見てもみますと、このところが依然として旧態依然の立場のようですし、ましてや日本は国連の障害者権利条約の批准を予定しているようですけれども、この権利条約とは全く相入れない内容になっていると言わざるを得ないわけで、この辺のところを、その権利条約を反映した自立支援法に変えるべきだと思うんですけれども、町当局の現状における蟹江町の障がい者

に対する施策等を振り返って見ていただいて、その辺についてどうお考えなのか、どんな思いなのか承りたいと思います。

もう一つ、5番目であります、自立支援医療というのがありますよね。この充実について伺うわけですが、自立支援医療については、やっぱりこの医療にも定率1割の応益負担が導入されたわけですね。通院医療費が2倍になった精神障がい者の中で、病状悪化につながる深刻な受診抑制が起きているという現状でございます。

精神通院医療、更生医療、育成医療の3つを統合してつくった自立支援医療制度は、国の負担を減らすだけが目的で、百害あって一利なしだと思います。この辺も直ちに廃止して見直す必要があるんじゃないかと思うんですけども、あわせて承りたいと思うのであります。どのようにお考えか。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

就労支援、それから暮らしの場のあり方と権利保障についてという点でございますが、平成23年度末までに、日中活動の場、それから暮らしの場というふうに分けられた新体系に移行するという事になっております。そういった中で、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業、こういった事業の中で支援をすとかということもございまして、それから、一番重要だと思っておりますところが、例えば暮らしの場の中で、グループホーム、ケアホーム、そういったところを整備するに当たって問題となりますのが、地域住民の障がい者に対する理解だとか、それから地域全体で支える仕組みづくりが大切になってくるということがございます。このために、自立支援協議会等を中心にして、地域での暮らしへの支援方法を検討したり、課題を協議したりということが必要になってくるというふうに思っております。

それから、次の医療の部分でございますが、言われましたように、原則自己負担1割という中で、所得に応じた軽減措置がとられております。この公費負担自立支援医療の拡充についてということにつきましては、重度かつ継続という範囲に心臓機能障害なんかが追加されたり、これは部分的であります、そういったこともございまして、といったところから考えあわせまして、国の指針に沿った形で医療費の助成については行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○7番 小原喜一郎君

議長、まだ時間ありますね。

○議長 奥田信宏君

はい。

○7番 小原喜一郎君

私は国の基準を聞いておるわけじゃなくて、今の国のやっている内容が全くひどい状況だから何とかしなければいかんということをおっしゃるわけですから。そういう立場で答弁と

ということになると、今の制度、あなた方として、本当に障がい者のためになっているかなという、そういう内容でご答弁がいただきたいんですよ。国の制度を紹介してもらったって、それそのものがいかんと言っているわけですから、今私はですね。だから、今の現状、障がい者行政が本当に障がい者の皆さんの暮らしに役立つ制度になっているかどうか、自立していく上で役立つ制度になっているかどうか、その立場で伺っているわけですから、それに対する考えを聞かせてもらわんといかんですよ。もっと自主的な発言をお願いしたいんですけどもね。

それで、6番目になりますけれども、障がい程度区分認定についてでございます。

知的障がいや精神障がいを持つ人々から、障がい認定区分で障がいの程度が実態よりも低く出たり、障がい程度区分3以下には施設から追い出されるなどの声が出されています。自治体からもこの点について改善を求める声が出ているんですけども、この点についてはどのようにお考えか、蟹江町の実態としてそういうようなことがあるかどうか。考え方としてはこういう状況が出ているようですけども、お考えを伺いたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

障がい程度区分の実態というところにつきましては、全体で言われておりますのが、まず、市町村間のばらつきがあるのではないかと。こういったところについては是正が必要であるということと、それから、客観的な尺度として、程度区分というのは必要なんだろうということは当然思うわけでございますが、現行の障がい程度区分につきましては、知的障がい、それから精神障がいの一次判定で低く判定される傾向にあるのではないかというふうに言われております。そういったところで、身体障がい、知的障がい、精神障がい、おのこの障がい特性を反映したものに直す必要があるのではないかというふうに思うところでございます。

それから、重要な部分としましては、この程度区分によって施設の利用が制限される、それから施設を退所せざるを得ないというような、先ほど議員がおっしゃったそういったことのないように適切な支援ができるという観点から制度や仕組みが見直されることを期待しておるところでございます。

○7番 小原喜一郎君

自治体によってばらつきがあるということをおっしゃいましたですね。そうすると、この場合の障がい程度認定区分というのは、それぞれの自治体の裁量でやることができるようになっているんですか。ちょっとその辺を再度承りたいです。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

調査等は一定の決められたやり方でやっておりますので、そのばらつきが出ているということではないと思いますけれども、あくまでも客観的な尺度として当然ながら区分認定は必要であるということと、先ほど申し上げましたが、知的障がいの方、精神障がいの方というの

は1次判定で低く見られる傾向にあるのではないかとといったことで、障がいのある部位によって差があってははいけませんので、一体的に考えた是正が必要ではないかと、そういうことでございます。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、私は現行制度が本当にこれでいいのかという立場であなたの考え方を聞いておるわけですから、今ちょっと多少この辺のところはどうだということは、これはその制度は全く完全ではないと、こういう考えだというふうに受けとめてもよろしいですか。つまり私の伺っているのは、国の制度を聞いておるのではなくて、今の制度そのものが現状を見てみると本当に適しているかどうか、この障がい者の皆さんの暮らしを守る道となっているかどうか、将来の展望が持てるようなそういう保障の内容になっているかどうか、障がい者の権利を最大限尊重するような制度になっているかどうかという立場で聞いておるわけですからね。どのように思うかと、今の制度を。国は今、改正案を出そうとしていますよ。だから、出そうとしておって、あなた方の考えている現状に照らして不十分である可能性は高いと私は言いたいんですよ。不十分である可能性が高いので、それを補完する事業を考えられないかという立場できょうは聞いていますのでね。そこに焦点を絞って答弁していただきたいと思うんです。それで、今のは多少欠陥が、欠陥というかちょっと直したほうがいいなというところがあるかなというふうに思うというふうに受けとってよろしいですか。受けとっておきますよ。

7番目、住宅支援のさまざまな問題について、最後になりますが、これ具体的な要求にもなりますけれどもね。

在宅支援での入浴だとか、外出だとか、食事だとか、通院だとか、洗濯だとか、いろいろありますよね。さまざまなサービスがあるんですけれども、こういう障害者自立支援法の実態であるので、結局、利用料などが重なってお金がない、出せない状況から我慢をするんですよね。そういうことが我慢をできるような状況ならいいけれども、できない中で。あとは例えば1日の食事を1回にしてみたりというふうな状況になっている例もあるわけなんですけれども、この点について、このサービスを、事業をやることによって暮らしを助けることができないか。少なくとも全体として、私申し上げたいんですけれども、今まで蟹江町が障がい者事業に対しての一定の考え方は持ってきたと思うんですけれども、これは先進の自治体に比べたらおよそおっつかない内容のものだと思うんですが、若干下回るかくらいまでのことをやっていただくわけにいかんだろうかという思いから、具体的には通所に対する支援だとか、通院も入れてですけれども、そういう中で、多少料金を援助するなどして、利用料に対する援助などしていただいて、助けていただくわけにいかんだろうかということ伺いたしたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

今回の報酬改定におきましても、良質な人材確保といったようなことで報酬上の評価を行うとかということで、利用者が利用しやすいような制度に変えようということをしているのでございますし、町としましては、臨時特例交付金の基金の関係、それから地域生活支援事業といった関係で、できる限りの支援はしていきたいというふうに考えております。

○7番 小原喜一郎君

最後に、まとめておきたいと思うんですけども、厚労省はこの国会での答弁の中で、改定案の内容はあなたが当初に答弁したように、2回にわたって、特に1番目の応益負担制度、これについては2度にわたって改定をして一定の軽減措置を行ったので、これからも応益負担でもいいのではないかという見解のようです。自民党の中のプロジェクトチームの座長である、何とおっしゃいましたかな、その方の言は、自立支援法29条は廃止したいと、こういう論議の方向だということを行っているんですけども、果たして、そういう要綱で出てくるかどうか、どうも自公政権の中で動揺しておるようでして、そのようになるかどうかはわかりません。

そこで、私は、どんな形で法案が出されて議決されたにしても、まず間違いなしに欠陥はあると思います。それを補う措置を多少1つでも2つでも、町長新しく当選を祝って、祝ってという語弊がありますが、当選を機に、何か一つでもおやりになっていただくわけにいかんだろうか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、障がい者自立支援のいろいろな考え方を、担当が述べさせていただきました。

確かに議員おっしゃるとおり、この障害者自立支援法の欠陥——欠陥と言っては申しわけございませんが、不十分なところはあるやに聞いておりますし、当然我々も障がいを持った親の皆様方とるるお話をする中で、今後、障がい者の皆様方の話の中で、物すごく将来の不安を感じると、こういったことはよく聞いております。そんな中で、国の流れが今こういう状況であります。しっかり見詰めていかなければならない中で、今現在、私も任期を終わろうとしている関係上で、どうするという事についてはこの場で発言するのは避けさせていただきます。実際、いつも私が述べております障がい者と健常者がやはり同じ土俵でやれるようなノーマライゼーションというのは、これはずっと私の中でも言っているわけでありまして、地域が障がい者の皆さんと一緒に支えるということも今後絶対必要なわけでありまして、それも含めて蟹江町独自の施策ができるかどうかについて、慎重に検討していきたい、こんなことは思っておりますし、実際、蟹江町にも通所施設があるわけでありまして、皆さんの声をしっかり聞かせていただき、受けねらいだけではなく、実質的にやれる方法を今後も探していきたい、こんなことを思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○7番 小原喜一郎君

町長の、今ご発言を伺いまして、大変ありがたいというように思うんですけれども、ぜひ、どんな改正案が出されても欠陥はまず間違いなしにあると思いますので、障がい者の皆さんが本当に将来とも安心して暮らせるような、そういう制度にしたいものだとお互いに思うんですけれども、多少なりともそれに向けて改善できる策を具体化していただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は10時50分からといたします。

(午前10時35分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 奥田信宏君

質問8番 山田邦夫君の「本町地区・浸水防止対策の実施計画を問う」を許可いたします。

山田邦夫君、質問席へお着きください。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

通告書に従いまして、「本町地区・浸水防止対策の実施計画」を質問いたします。

昨年はゲリラ豪雨によりまして、災害が全国各地で発生しました。愛知県では岡崎などで大きな被害が出たことは、記憶に新しいところであります。蟹江の本町地区では、過去10年間に、ほぼ2年に1回のペースで道路冠水、床下浸水の被害が発生しています。記録を調べてみますと、平成19年7月台風4号、それから平成18年8月、平成16年10月、平成13年8月、平成12年9月の東海豪雨、このころはいつも愛知県西部に大雨洪水警報が発令されて、大雨が降って洪水を起こしておるわけです。

本町地区の浸水被害は、ゲリラ豪雨の鉄砲水被害、要するに局所的に豪雨が降って、それが押し寄せてきて、河川のへりが水害を食うて、あのゲリラ豪雨とちょっと形が違うんですね。時間雨量が50ミリという程度の豪雨が降りますと、広い範囲にわたって発生する浸水被害であります。これは排水設備、水路とか排水とかの構造的な欠陥でありまして、起こるべくして起きている。ゲリラ豪雨のように予測せざる被害ではないです。わかっている対策を実施しないために起きている人災だと、以前から私は申し上げております。

その水害の様子というのは、雨が降り出したな、ある時間すると、私の家で言えば、道路に水が上がってきまして、僕の車は出ていけなくなります。車が出ていけんということは、長靴でも出ていけない。例えば18年の豪雨のときは、1時間くらい、私ははだしでザブザブ

歩いておったんですが、町の職員にもたくさん会いました。18年8月22日の豪雨のときは、床下浸水42棟、これは中之町、新屋敷、海門駅前団地の町内会長の報告です。道路の冠水は83カ所、これはほとんど本町の全域に近い浸水ですね。このころから町長も認識が非常にはっきりされたように思います。

宅地の地盤上げをして改築している家もたくさんあります。たくさんあるというよりほとんどそういうふうに、皆さん改築をされました。ところが、改築したくてもできない人、できない店というのは点々とありまして、そういうところはいつも浸水をして、寂しい思い、悲しい思い、やりきれない思いをしていらっしゃる人が何人もいらっしゃいます。本町のある老人は、役場の人に、これは家を建て直してもらわにやしようがないねと言われたと言って、涙を流して僕に訴えられる。そういうこともございます。家を建て直そうといったって、建て直す年じゃない。息子たちは出ていってしまっている。そういう状態で、いつもいつも床下浸水をこおむっているということでもあります。

新本町線の道路が冠水してから10年間、何回もこの水害事例に遭いまして、役場のほうでは都市計画課とか農政担当者とか本町の町内会長の方々とか、大体この浸水の仕方の認識は共有されてきていると思っています。あとは、いつ、どういう方法で、何に手を打ったらこの水害が防げるかというところへ来ておると思います。

先ほど、この水害は排水設備の構造的な問題だと私は申しましたが、今少し補足説明をさせていただきます。

本当に、豪雨が降って浸水食っているときに、例えば学戸とかその他から現地へ来ない人には、その後水が引いてしまいますから実感としてわかりません。いつもいつも食っている浸水というのはどうなのか。本町地区の排水構造というのがどうなっているか、蟹江川と福田川に挟まれた地域、北は関西線から近鉄、一部近鉄南も挟まれた地域。そのうちの東郊線から東は水田がまだ残っておりますので、水害問題はありません。それから、蟹江川堤防に近い神明社の近辺は海門側に比べると50センチくらい地盤が高いんでしょうか、浸水しません。浸水しない分、水がザーッと東へ流れて、東のほうで水害を起こすわけです。

北はヨシヅヤの周辺から蟹江本町8町内全域の雨の水というのはどこへ行くかということ、北から南へどんどん流れて、近鉄線南にある本町舟入排水機場というところから蟹江川へ排水されている構造です。町の中を流れている水路というのは3本ありまして、1号幹線というのが本町の真ん中を流れているナフコから蟹江小の東側の駐輪場の下にあります、これは昔の片堀川ですが、を通過して近鉄南へ出て排水機へ行く、これが1号幹線排水路。2号幹線というのは、若菜さんから愛昇殿の東を通過してナフコへ来て、そこから西へ来て新本町線の下を通過して南の山本医院や海部建設のところから1号幹線へ合流する、これが2号幹線。もう一つ、3号幹線は、消防署からNTTのところまでの新本町線の下です。この3つが非常にしっかりした暗渠のいかった水路になっております。

そのほかに、蟹江中から近鉄の南をずっと流れてくる、これはまだ田んぼの中ですので、3号排水路というのはありますが、水としては今の1号幹線へ合流するわけです。

それで、本町全体で見ますと、先ほど申しましたように、神明社の周辺の中之町、北之町の辺は水害を食いません。しかし、東のほうは水害が起こる。

それから、東郊線から西側の地域、一番街ほかですね、この西側に1号幹線、2号幹線があるわけですが、これは旧片堀川で、耕地整備からあれをやったときに、水路幅が非常に狭くなりまして、その周りが全部住宅になってしまったものですから、もう改良のしようがない、深くしようも幅の広げようもないということで、排水路としては構造的な欠陥だと僕は思っております。ですから、そこでさばき切れないから道路の上を水が流れるということになります。

さて、この10年間のいろいろな水害のたびに、細かい対策をいろいろ町や土地改良区で実施されてきて、大分よくなった感じではあります。抜本的な問題が片づいていないわけですね。いろいろ手を打ってきたというのは、豪雨が降ったときにザッと排水機へ行くと、排水機が実はある機械が動いていないとか、壊れているとか。それから、排水機の運転が土地改良区でやっておるとか、役場でやっておるとか。それも調整されて、最近、非常によくなりました。それから、水田に水がある時期によく豪雨が降るんですが、その水田の水がいっぱいになっているときに豪雨が降るものですから町が水浸し食うと。そのために、水田の水がこちらへ来ないように、トマエという樋門が7つあるわけですが、この管理がされていなかったのが町が水浸しを食っていたということもありまして、この管理もうまくされるようになりました。それから、その樋門を閉めてしまうと、東郊線のこちら側にある水田は水が保てないですね。そのために、パイプラインで田んぼへ水を供給するという手も打たれました。それから、将来に備えてか、とにかく水路のしゅんせつをこのところ随分進めてもらいました。

そういう細かい問題は処理されてきましたけれども、私は平成9年、それから平成13年、18年と、3回この問題を取り上げて一般質問しております。最初のころは、どうしてこんなことになるんだとか、何とかならないかという質問をしておりました。等、いろいろありまして、手を打ち、手を打ちしてきたわけですね。水害の都度、いろいろな対策を積み重ねてきても、やっぱり浸水被害はおさまらない。最後は、結局これをやらなければという問題が、今回の結論であります。それはやれていないんですね。今からやらなければいけない。

町側も主要な方は認識が既に整ってきておると思います。特に今回質問させていただくのは、平成18年の質問のときに、公共下水道、今、本町の半分くらいまで工事が進んできておりますが、公共下水道が海門を通過して近鉄をくぐって、駅前団地まで引いたら、駅前団地の下水の処理場が不要になって、あそこを掘って貯留地にして、それで排水機をやりますと、やる計画です。やるとすれば、平成24、5年になるでしょう。費用は8億円くらいかかるで

しょうという回答をいただいております。これはそれまで待っておらなければしょうがないなと思ったんですが、去年からことしの様子を見てみると、どうもその構想が変わってきておる。いいのかな、やれるのかなということで、今回、念押しの質問をするわけでありませう。

そこで、今から質問の1ですが、平成20年度予算で本町舟入排水機建設事業調査費というのが500万円計上されておりました。2月にこの調査はできたんかねと聞いたときにはまだできていないとおっしゃいましたが、調査は整ったのでしょうか。まず1つお尋ねします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

では、お答えさせていただきます。

まず、平成20年度の調査の状況ということのお尋ねでございます。

本町の排水機の計画につきましては完成しております。この調査ではございますが、調査結果をもとにして、愛知県のほうへ採択をしていただくようというつもりの申請書類を作成するための資料でございます。それが目的でございます。

それから、現状のポンプからちょっと説明させていただきますと、まず本町のポンプとしては、先ほど議員言われますとおり、1号、2号、3号幹線を通してポンプ場にまいります。それにつきましては、あくまで駅前団地の西側のところがございます機場でございます。それにつきましては、近鉄のほうからまいりますと、北のほうから昭和32年にディーゼルポンプの700の口径のものがつくってございます。それから、その隣、南側には46年に900ミリの口径のチューブラポンプを建設しております。それから、平成3年にその南なんです、700と900のチューブラポンプの3機場で4基のポンプが設置してございます。それから、一般家庭排水のための常時排水として水中ポンプがつけてございます。

こういうような形で動きはとらせていただいております。まず、調査の内容なんです、事業名といたしましては、先ほど言われますように、緊急農地防災事業という形で、本町舟入排水機調査設計業務という形でございます。

それから、事業の内容といたしましては、先ほど議員言われますように、1号、2号、3号幹線の水系、その水系とあわせて流域の面積の調査をさせていただきます。この調査をもとにしまして、排水機場の位置の計画をさせていただきます。それから、ポンプ能力の計算をさせていただきますということが目的でございます。

それから、契約期間といたしましては、3月5日でございます。終わっております。

それから、契約金額といたしましては、472万5,000円程度でございます。発注者、あくまで委託者のほうですが、これは蟹江町の土地改良区でございます。これは農地として主体として考えたことでございますので、町は土地改良を国に対して本町排水機建設事業の調査費として、負担金として予算化させていただきます。

それから、受託者は、請負のほうですが、アローコンサルタントでございます。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

今後のことは、内容は後ほどご質問しますが、そこで、既に大方の関係者はわかっていると先ほど申しました。浸水防止の抜本対策には2つの基本的な問題があります。

1つは、排水機の排水下限水位レベル、変な言葉を使いますが、どこまで水が引けるかというのを、今よりもっと下げる必要があるという問題。もう一つは、時間当たり排水量能力を上げる必要がある。もっとよく吐き出せる排水機にする必要がある。この2つなんです。

続いて、この2つの問題を質問いたします。

現在、先ほど話がありましたように、あそこの排水機には5台のポンプがありまして、最下限の排水レベルというのは、海拔マイナス2.75メートル。海拔マイナス2.75メートルでポンプはとまります。空運転しますから、とまるわけです。そういう構造になっています。一方、今言いました2号排水幹線は、山本医院のはす向かいのところですが、ここの暗渠は3.5メートルの幅、2.2メートルの幅の深さのカルバートボックスと称するものが埋まっておるわけですが、そこの一番下のレベルというのは海拔マイナス4.4メートルなんです。その排水機がかき出せる水と、今の水路の一番下の差は1.65メートルあります。すなわち、水路の深さが2.2メートルのうち常時1.65メートル、水が幾らどうやってもあるわけですから、水路の天井までの空間は55センチしかありません。また、時間雨量50ミリ程度の豪雨が降りますと、本町地区からの流量、水の流れてくる量というものは、1時間に2万4,000トン、2万4,000立米というか。幹線水路全体4本で、それがもし水路が空であればどれだけ水が保てるかというのは1万2,000トンだ。これは平成18年9月の答弁内容であります。水路内が空であれば、1時間で流れてくる量は2万4,000トン、貯水量は本当は1万2,000トンというんですから、本当は空であれば30分もつわけですが、水路内は水が滞留しておるものですから、豪雨が降りますと水路内がすぐ満水して、新本町線の道路の上に水があふれ出し、本町一帯で浸水が始まると。これはもう、本当に毎回毎回体験することです。

この問題の防止策は、排水機ポンプの排水レベル下限を幹線水路の底の海拔マイナス4.4メートルより下まで引けるポンプを設置することです。そうすれば、1時間以上の豪雨が降っても路上浸水は起きないはずであります。

町側の見解をお尋ねしますが、もう一つの問題、第2の問題は、排水機の排水量能力の不足の問題です。

平成18年4月の議案資料によりますと、これ、議員皆さんいただいたものですが、5台の排水ポンプが一斉に稼働すると1秒間に6トン、6立米の排水能力があります。ところが、一番能力の大きい2号機は1秒間に1.92立米、約2トン放出する能力がありますが、このポンプが海拔マイナス2.12でとまるようになっている。運転がとまる構造になっております。これは農業用でつくった排水機だからであります。

一方、3つの幹線水路の合流点で流れ込んでくる水の量というのは、1秒間に10トンであります。これは平成13年の議会資料に書いてあります。排水機の能力は最大6トン、減ると4トン、平均して5トンとすると、流れ込んでくる10トンに対して半分より排水能力がないわけです。これでは排水機場に近い駅前団地及びその前の海門地域が洪水状態を起こすのは明白ですね。そういうことが現に起きているわけです。

すなわち、時間当たり排水量の能力を増強する必要があります。この2つの問題について、町側のご所見をお願いします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

では、まず1点目ですが、排水機の運転下限水位の問題でございます。

これにつきましては、議員言われますとおり、現在のポンプは昭和32年に設置した、先ほども言いましたディーゼルの700ミリのポンプ、これは相当老朽化してございます。それから、昭和46年に900ミリのチューブラポンプの機能の発揮ということで、それは先ほど議員言われますとおり、発揮はしておりません。そのわけといたしましては、やはり議員もおっしゃられましたとおり、チューブラポンプはあくまで地下に据えつけておりますが、その位置があくまで高いところに設置されておりますので、運転の水位から、運転から停止までの間が大変少なく動くわけでございます。すなわち、それだけの水位しか上げられないということになっております。これは当時、農業サイドの考えで動きをとらせていただいたことでございますので、あくまで農地にたまった水を排出するというのが大前提でございました。この地区も最近、特に都市化が進んでおりまして、一たん水を湛水する田面が少なくなったということで、浸水被害が見受けられるようになってきました。そのために、水路の改修を逐次進めておりまして、浸水の被害の解消を行っておりましたが、今回、このポンプ計画をする上において、高さを設定、あくまでこれは議員言われますように、最低水位まで持っていきたいということを私どもも思っておりますので、あくまでそのポンプの設定、4.4メートル以下になるような形で計画はさせていただいております。

それから、第2問目でございますが、排水機の能力不足についてでございます。

先ほど10トンだと言われましたのは、それはあくまで下水道サイドの計算方法でございます。下水道サイドにつきましては、あくまで降った雨、降雨強度、雨でも集中的に降る場合がございます。先ほどそれが50ミリと言っております。それを、即排水できるポンプを考える方法が下水道サイドの計算方法でございます。それから、農地サイドの計算方法といたしましては、あくまで3日間連続雨が降った場合という形で、それを一たん田んぼに、一番低いところが田んぼ、水路ですので、そこにたまった水をかい出すという形でございます。そういうところで、ちょっと視点が変わっておりますので、そういう形で能力不足が起こっておると思っております。

したがって、開発が進めば遊水地機能としております農地が減少しております。それ

で、昭和32年に建設いたしました700ミリのディーゼルポンプと、先ほど議員言われました能力としては0.96ですが、これは能力低下していると思います。それから、昭和46年建設の900ミリのチューブラポンプ、これについても議員言われますように1.92トンではございますが、これも落ちていていると思います。この2機場の老朽化に加え、経年劣化に伴いまして排水能力が落ちておるということを思っておりまして、この2機場の敷地を利用して、撤去いたしまして、新たなポンプをつくりたいと思っております。

それで、この機場の場所に700ミリのポンプ、これにつきましては約1トン、それから、1,000ミリの口径のポンプ、それが計画上は2.2トンの能力のポンプを新設したいと思っております。それで、先ほど言いました両方足しますと3.2トンでございまして、旧のポンプの2.88、まあ2.9ぐらいなんです、それを差し引きますと0.32の増強になると思っております。あくまでそれにつきましては、ポンプを4.4メートルまでぐっと下げるのと、それだけの揚水、ぐっと持ち上げるだけのポンプの能力アップということも考えまして、そういう形でポンプの増強、それから、新たなポンプができることということが本当に大きく変わってきますので、そこんところで、この農業サイドのポンプで計画したわけでございます。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

私の非常に心配しておりますのは、都市型、建設省型の排水ポンプでなくて、やっぱり農業用費を、農水予算を使って排水ポンプをつくり直そうとお考えになっている。今は、まだまだ農水系予算は出てきますので、使える間は使ったほうがいいわけです。恐らく8割から8割5分補助がもらえる。建設省型でやると8割方こっちが持たなければいかんと。18年のときには何となく町でもやりますと、下水が行ったらですね。しかし、そちらの金も使えるだけは使いたいというお答えだったんで、二度手間になるとそれは今の時期やれんがなと思っておりました。そうしたら昨年、この調査費がついて、その調査費というのは県の農水系の調査だと。ことしまた、県営緊急農地防災事業、本町舟入地区負担金300万円というのが予算書の117ページに載っておりました。300万円負担して何をやるのか。それは、これで読みますと、別の解説書を見ましたら実施設計図をつくるということが書いてあります。ですから、県営と書いてありますから、これは県がやってくれるんだなと。しかし、県に任せておくと今までの農政排水機というのは3年、5年前に何千万、何千万と投入して修理をしたわけです。修理をしても抜本的に浸水対策には役立っていなかったわけです。

ですから、それがいろいろ老朽化してきたんで抜本的にやり直したいと、今、次長の農政商工課長のお話で、ひとつ、町のやること、県のやること、どちらでもいいんですけども、金が出る間に、今申しました2つ、低くまで引く、それから、量をきちっと吐き出せる。あんまり吐き出せないんだという話もありました。日光川があふれてしまうから。しかし、その日光川下流の排水機も直そうという計画もありますので、今から5年、10年見通せば、や

っぱり雨で浸水食うだけのものは蟹江川へ放出できるような排水機をつくる必要があります。

しかし、よく考えてみると、排水機をぐっと下まで引くとか、大きいやつをつくるというのは流れてくる水路の問題とか、近鉄の土手がつぶれやせんかとか、蟹江川の堤防を一たんとめなければいかなのじゃないかとか、たくさんの疑問が出てきます。その間の2、3年の農業排水はどうするのかとか、そういうようなことも疑問が起きてきてまして、本当は聞きたいところですが、どうもそれはこし設計をするようだということが、今答弁でわかります。

一番、もう一つ心配は、この間うちで県予算の説明会というのを私は聞く機会がありました。県の財政課長補佐に直接面談で聞きました。こういう調査費が蟹江町町債というか、蟹江町では計画しているけれども、県がこれだけ財政逼迫すると、調査までした、設計までしたけれどもやめということが起きないかと。その分野のこと、直接答えられないけれども、そこまでやると大抵はやれるんでないですかという答えをされました。そういう意味では、非常に町の予算を使う、金を使うのを控えて、できる間に農政予算でやりたいという構想が私にはわかってきたんですが、一般的にはこれはわかっていないです。予算書を見る程度ではわかりません。全然大きい数字は出てきません。そういう意味で、今回質問しておるわけです。

今の排水機の辺の、そういう大きな工事になると、どのくらい穴を掘って水をとめて、排水機をつくり直すというような工事になるのか、少し仕組み、構想、それから金は国や県からどのくらい出てくるか、町はどのくらい要るのか、実施年度はいつごろになりそうか、その辺をお尋ねいたします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

ではまず、緊急農地防災事業の本町舟入地区の負担金300万についての問いに対してお答えさせていただきます。

この事業につきましては、やはり議員、先ほどからの言葉でも愛知県という形でございます。したがって、予算につきましては、負担金の項目の中で、私ども明記させていただいております。この負担金の300万につきましては、県から新年度予算において事業の建設のために必要だという形で、事前に明記するよう求められた金額でございます。あくまで指示がございました。これは内々的なことなんですが、それで、仕事の内容と申しますと、あくまでポンプの建設のための実施設計書の作成、それに伴ってポンプの能力とかそういうのが決まりますと、今度、予算、事業費にかかわってきます。その実施計画書の内容といたしましては、まず、蟹江川に排出するためのポンプ、放流ポンプなんですが、その能力を決定すると、それから、それに伴います堤防を横断しなくてはなりませんので、樋管の構造計算、構造設計、それが出てきます。それから、ポンプを管理するための上屋の建設、それが出てきます。それで、排水機場の改修に係る総事業費をあくまで含めた形の計画書を作成

します。その計画書に基づいて事業費とか計画年度が逐次決まってくるということでございますので、あくまでこの実施設計書をつくるのは県で作りまして、その総事業費に対して事業の年度数を決めていくという形でございます。そういうこともございまして、あくまで町のほうといたしましては、実施設計はできたが、それでとまってしまつては困りますので、即着工に移ってくださいますようにということを強く要望していきたくと思っております。

それから、財源上の問題ですが、あくまで県の事業で行いますので、町の負担としましては15%。85%が県の予算でございます。それで、あくまでこの事業につきましては、やはり国庫補助も県も手を挙げたいとは思いますが、この本町の区域のエリアがちょっと小さいために該当いたしません。そういう形で、単独の県の税をもとにして85%の支出を考えております。その中で、議員言われますように、最近の経済状況、大変悪くなってきております。それに対して税も下がるのではないかとというような懸念もありますけれども、私もあくまで調査設計に続いて着工を早めていただきたいということは、また要望していきたくと思いません。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

町長に、ご決意か方針かを、本件について伺っておきたいと思えます。

○町長 横江淳一君

それでは、排水対策についてのご質問でございました。

担当者がるるお答えをさせていただいたとおりであります。これにつきましては、本来、私が答弁をさせていただくべき内容であったかもしれませんが、ご存じのように私ももうしばらくで1期目の区切りの任期が切れるわけでありまして、ただ、自分の中で、皆様方本町の議員の方だけではなくて、それぞれの皆様方から本町、蟹江地区のいわゆる排水対策について、急務であるという質問をいただいておりますのを重々承知をしております。

そんな中で、平成18年の浸水については大変深刻なものであったということも、私も受けとめておりますし、実際、応急的にモーターがとまった場合、緊急的に動かす装置が、実は蟹江町になかったわけでありまして、ご存じのように、急遽調査をいたしまして、停電の際も対応できるような自動復旧装置も実はつけさせていただきました。そんな中で、広域、いわゆる流域下水道の進捗状況もかんがみながら、駅前団地地域に、その状況になった場合にはあの地域に保水地をつくり、できるだけ排水機の改修も含めてやらせていただくということを平成18年にご答弁させていただいたことは記憶に新しところでございます。

そんな中で、今年度だと思えますけれども、私もお答えをさせていただきましたが、平成25年をめどに排水機の改良をしたいというようなことも答えさせていただいた記憶がございます。そんな中で、いつも山田議員がおっしゃいますいわゆる公債費率をどこまで上げるんだと、借金体質から脱却しなければいけないんだということも含めて、我々としては、補助

金を探りながら、今一番補助率のいい補助金、これは国の考え方もございましょうけれども、農水省の補助金に頼らざるを得ない状況であります。さて、そこも国交省の問題もございします。市街化が進んでまいりましたときに、本当に農水省のお金を使えるかどうかについても、これもしっかり検討しなければならない。そんな中でありがたいことに、今年度、来年度、調査費設計調査のお金が県単独予算でつくことができました。私は今後、仮に町民の皆様方の負託が得られるならば、このことについては早急に県に申し入れをしていくつもりでもございしますが、今、答えるべき立場にはございません。

しかしながら、今年度、議員の皆様方にお答えをいたしましたことにつきましては、必ずや、この排水機対策については努めて進めてまいりたいなとこんなことを思っておりますし、10年前の状況から比べますと、相当進んでおるやに私は思っております。町民の皆様方のいろいろな考え方もございましょう。それから、あの地域の土地改良区の皆様方の考え方も随分変わってまいりました。そんな時期に、皆様と協調体制をとりながら蟹江町の排水対策のみならず、地域の安心・安全のための施策を今後も探ってまいりたい。積極的に優先順位を決めて進めていきたいな、こんなことを思っておりますので、何とぞご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○3番 山田邦夫君

ありがとうございました。

大変、蟹江町の金を余り使わずにやる方法を、去年、ことし、産業建設部、農政関係でお考えいただいて、こういう形でやろうとしているということがわかってきました。ただし、県も国も非常に資金、金がない時代で、あるところまでやったけれどもなしというふうになる可能性もあります。ですから、そのときはやれんわなでは済まない問題ですので、両刀の構え。それよりは本件を絶対やり損なわないように、ことし実施設計をぐんぐん押していただきたい。そして、二度手間を金を使わないように、農政予算で下まで引ける、時間当たり能力があるというのを一挙に解決するという設計ができるように、担当部署からもご努力をお願いしたいと思います。

浸水問題について、関連する2つの問題を質問いたします。

今の問題は非常に基本的な問題ですけれども、近鉄の蟹江駅の北側の辺ですね。この辺の浸水というのは、豪雨が降りますと水の行き場が実はないんですね。ですからだぼだぼで、水が引くのが一番最後になっていることがわかっているわけですが、それは近鉄の駅のホームの北に本町4号排水路というのがあります。これはずっと300メートルくらい北へ行きますと、例の桜並木水路、6号排水路とありますが、あそこまで戻って行ってナフコのところへ来て今の1号幹線へ入ってくる。要するに、コの字を書いて排水される。こちらの本町側が満水している間は、近鉄裏は引かないんですね。この問題は将来ともこのままでいいだろ

うかという質問が1つ。

もう一つは、蟹江南保育所の改築計画ができております。これはもう私の家の近くですけれども、ここの保育所の下に本町2号排水路というのがあります。甘強酒造の辺からあの辺一帯です。保育所を建て直すときに、建物の下に排水路を通しておくかどうかというのはこの前議論になりました。迂回して西のほうからコの字型にやったらどうかということ、そこに防火貯水槽のでっかいのがあると。その問題がどうなっているか、建築再建計画が1年ずれましたので、検討はゆっくりでいいわということですが、あそこもしっかりあの水路をやっておかないと、あの辺の洪水はなくせません。ですから、底なしのどぼどぼの排水路でなくて、きちっとしたしっかりしたU字溝か暗渠で、どちらかというとな僕は建物の下を通ってもいいなという感じを私は持って、ストレートに出ていったほうがいいなと思っておりますが、そこも非常に大変問題がありますが、その2つについてお尋ねします。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、2問いただきましたので、順番に説明をさせていただきます。答弁させていただきます。

近鉄蟹江駅北地区の本町4号排水路は本町6号経由で排水しているが、将来ともこれでいいのかということでございますが、これにつきましては、最初に排水路名の位置確認をさせていただきます。

まず、4号排水路は南北に位置し、梶原クリニック東側を南下しまして、桂寿司南下、近鉄名古屋線まで、町道3号線までの、今言われた300メートル。断面につきましては、幅1.5、高さ0.6の組み立て水路でございます。次に、本町6号排水路は、ナフコ本町店東側から東郊線西側の町道本町99号線、幅1.5、高さ1.3メートルのカルバートボックスで暗渠化されている排水路でございます。

平成13年度に、本町4号排水路は、環境対策の一環として、慢性的な湛水の解消を図ることを目的に検討をさせていただきました。検討内容は、江向線において、東側、秋田硝子のほうへ3号排水路、西側、三重銀行のほうへ本町1号幹線に流下させる案もありましたが、下水水路の流下能力不足、交通支障が大きく、経済的に不利と考え、実績もある経済的に有利なポンプ排水案としました。この案は、既設排水路を利用し、4号排水路の流末、すなわち、本町6号排水路交差点部分でポンプ排水をする計画案でございます。

しかし、事業の実施段階においては、他事業等の進捗状況に合わせた時期になると考えております。

それから、南保育所の改築計画に伴う敷地、建物下を通っている本町2号排水路はどうしようと考えているかでございますが、答弁をさせていただきます。

本町2号排水路は、保育所敷地内に、U字型の水路にふたをかぶせた状態で、現在、保育所用地を縦断しています。しかし、そのU字型の水路が経年変化による老朽化と、現在のよ

うな敷地内に占用していると、水路の維持管理等が困難であると考えます。したがって、保育所西側の町道本町80号線下に切り回す方法や、現在の位置で改築する方法等幾つかの方法が考えられますが、現場状況を整理し、保育所の改築と排水路の維持管理に支障のない方法で、早急に関係機関と協議を進め方針を決めていく考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○3番 山田邦夫君

今の近鉄裏は、6号排水路のところへポンプで出すという基本的なお考えのようですが、名前を申し上げて恐縮ですが、桂寿司の辺から非常に水路が悪いですね。近鉄駅のところまでいい水路になりましたが。そういう意味では排水能力が悪いし、大雨のときにはやっぱり300メートル北へ持って行くというのは問題があるかと。将来になって、やっぱりこちら何とかしなければということも起き得るような気がしますので、UFJの辺か、三重銀行の辺かわかりませんが、あるいは東の3号排水路か。両刀の構えで検討はしておいていただいたほうがいいと思います。

それから、保育所の下は、まだ1年検討の余地がありますので、また十分ご相談いただきたいと思います。

そのほかに2つございますが、今回の予算書に出ていてあつと思ったんですが、既にそのときには僕は質問状を出してあつたんで、2号幹線というのは新本町線の下ですが、これが大きなボックスカルバートで来ているんですけども、山本医院のあの角をすーっと斜めに横切って、海部建設のところへ出ているオープン水路へ出るところが、こうやって見ると、とても3.5メートルの幅はないんですね。要するに、狭まっている。そのことは、既に前の質問にもしました。そのときは、担当課長は「いや、排水機の辺で一挙に洪水食ってしまうよりは、あそこでちょっと締めておいたほうがいいように思う」という答弁をされました。それは排水能力がないからです。排水機の排水能力があれば大きな暗渠で来て、首を絞めているというのは、その前が洪水を食うという現象が起ききますので、改良する必要があるんじゃないか。それが今度、調査費が予算書についておりましたので、問題はわかってみえるなど。

もう一つは、近鉄の駅の西側に踏切があります。これは県道ですけども。これをちょっと南へ行くと3号排水路が来ております。中学校のほうから来ている3号排水路は、幅がしっかりしているんですが、あそこの県道の下で、3、40メートルが非常に狭いように思うんです。両側から建物にぎゅっと基礎に圧迫されて。将来、向こう側が開けてきたときに、その水がどつと来ると、またあそこでネックになる。ボトルネックになる。そのときには、両側にビルでも建ったり、建物が建つと、もう工事なんかやれません。そういう見た目の心配をするわけですが、その辺はどうなっているかお尋ねします。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、引き続き2問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

2号幹線暗渠の出口、山本医院の南西が首絞め状態になっているように見えるが、このままでよいのかでございます。答弁をさせていただきます。

この場所については、平成21年度本町2号幹線都市下水路改築工事を実施するため、設計計画の委託業務を予算計上しました。これは、昨年、山本医院の南面にあった〇〇邸が更地になりまして、その用地を借地させていただき、作業用地及び迂回路として計画し、現在、既設断面、これは昔、川原小橋と呼んでいたと思います。これが断面的に、2メートル、2メートルでございます。これを計画断面、3メートル50、2メートルに改築しまして、断面の拡大と段差の解消を図る工事を平成21年度に実施する予定でございます。これによりまして、本町ポンプ場の流入アップと、管内貯留機能が回復し、本町地区の浸水解消になります。山田議員の言われる人災人災という言葉が少しは小さくなると思って考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、最後の質問でございますが、本町3号排水路の近鉄駅南西の県道境政成新田・蟹江線下のあたりの水路が、幅が狭まっているのが、将来もこれでよいのかでございますが、これのご指摘の場所はきらく酒店南についてでございます。当時、民家等が隣接しておりました。鋼矢板を計画の位置に施工できず、県道から両サイド10メートルは水路幅が、計画は2.5メートルありますが、計画より1メートルほど狭くなっているのが現状でございます。

しかしながら、この地域は主に舟入排水機場に流入する排水区域になっていまして、土地利用も農地が多く、今のところは安全と考えています。ただし、今後さらに宅地化が進むと、その際、水路改修計画が必要となると思われませんが、現状におきましては、この本町3号排水路においては、降雨時における浸水被害を最小限に食いとめるため、水路内に堆積したヘドロの撤去を、平成16年度から蟹江中付近から着手し、本町ポンプ場に向かって、年次計画で事業を促進しているところでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

あと残り約1分です。

○3番 山田邦夫君

いろいろとどういふふうには組まれているかというのはわかってきましたので、やや安心した感じであります。

きょうは本町地区の傍聴者もありますが、なかなか言っているばかりで10年間、本来のことができていない、それが相当担当部署で一番いい方法でやりたいというふうには組まれているということがわかってきました。ぜひひとつ、お金の使い方が値打ちに行くように、そして、本町の住民が泣きを見ている問題が解決できるように、浸水はゼロメートル地帯じゃしようがないという話じゃありませんので、安全のために、安心のために、ぜひ推進ご努

力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、山田邦夫君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、予定されておりました総務民生常任委員会は午後1時から開催をされますので、委員の皆さんは午後1時にお集まりをください。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時43分)